

お客様各位

2020年1月31日  
日本貨物航空株式会社

## 成田国際空港 保税蔵置場 輸入航空貨物サービス利用約款の改定について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

題件、弊社HP等で公示しております「成田国際空港 保税蔵置場 輸入航空貨物サービス利用約款」(以下「本約款」)の改定について、下記の通り改定致します。

敬具

### 記

#### 1. 改定内容

##### (1) 賠償限度額の改定

「国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約(モントリオール条約)」に定められた責任限度額が改正されたことを受けまして、本約款第20条で定める貨物1キログラム当たりの責任限度額を現行の19SDRから22SDRに改定致します。

##### (2) 当社保税蔵置場を指す名称の変更

本約款で当社保税蔵置場を指す文言として、「輸入共同上屋」から「輸入上屋」へ変更致します。

#### 2. 改定箇所

別紙をご参照ください。

#### 3. 改定日

2020年1月31日

#### 4. その他

ご不明な点等ございましたら、弊社輸入カスタマーサービス担当(0476-29-5685)までお問合せください。

以上

別紙 「成田国際空港 保税蔵置場 輸入航空貨物サービス利用約款」 新旧対照表 (2020年1月31日改定)

新 表紙	旧 表紙	備考
<u>削除</u>	<u>2011年2月1日</u>	(削除)
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 [適用] この約款（以下「本約款」という）は、日本貨物航空株式会社(以下「当社」という)が運営・管理する成田国際空港 保税蔵置場内の<u>輸入上屋</u>（以下「<u>輸入上屋</u>」という）における、・・・（後略）</p> <p>第2条 ～ 第5条 略</p> <p>第6条 [<u>輸入上屋</u>への立入] <u>輸入上屋</u>への立入りを希望する利用者は、・・・（後略） 2 前項の定めによって<u>輸入上屋</u>へ立入る利用者は、・・・（後略） 3 利用者は、当社の事前の許可なくして<u>輸入上屋</u>へ立入ったことにより、・・・（後略）</p> <p>第7条 ～ 第8条 略</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 [適用] この約款（以下「本約款」という）は、日本貨物航空株式会社(以下「当社」という)が運営・管理する成田国際空港 保税蔵置場内の<u>輸入共同上屋</u>（以下「<u>輸入共同上屋</u>」という）における、・・・（後略）</p> <p>第2条 ～ 第5条 略</p> <p>第6条 [<u>輸入共同上屋</u>への立入] <u>輸入共同上屋</u>への立入りを希望する利用者は、・・・（後略） 2 前項の定めによって<u>輸入共同上屋</u>へ立入る利用者は、・・・（後略） 3 利用者は、当社の事前の許可なくして<u>輸入共同上屋</u>へ立入ったことにより、・・・（後略）</p> <p>第7条 ～ 第8条 略</p>	<p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 貨物の搬入・保管・搬出等</p> <p>第9条 [業務受託の条件] 当社は、航空会社及び利用者による<u>輸入上屋</u>への搬入時において・・・（後略）</p> <p>第10条 [貨物の搬入] 当社は、<u>輸入上屋</u>への貨物の搬入はマニフェスト等と照合の上、・・・（後略）</p>	<p style="text-align: center;">第2章 貨物の搬入・保管・搬出等</p> <p>第9条 [業務受託の条件] 当社は、航空会社及び利用者による<u>輸入共同上屋</u>への搬入時において、・・・（後略）</p> <p>第10条 [貨物の搬入] 当社は、<u>輸入共同上屋</u>への貨物の搬入はマニフェスト等と照合の上、・・・（後略）</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

<p>第 11 条 [混載仕分作業]          当社は、<u>輸入上屋</u>へ搬入される輸入混載貨物（以下「混載貨物」という。）の照合、・・・(後略)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>第 13 条 [長期蔵置貨物の取扱]  <u>輸入上屋</u>へ貨物を搬入した日より 10 日を超えて保管する場合、・・・(後略)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>第 15 条 [税関検査]          利用者は、税関検査を受けるために貨物を検査場へ移動し、又は<u>輸入上屋</u>から一時的に貨物を持ち出すときは、検査指定票を当社に提出しなければならない。          2 税関検査終了後の検査場における確認、及び<u>輸入上屋</u>への再搬入時の受託は、・・・(後略)</p> <p>第 16 条 [保管不適切貨物の処置]          当社は、次のいずれかに該当するときは、利用者に対して、適切な処置 (<u>輸入上屋上屋</u>からの引取りを含むが、・・・(後略)</p> <p>第 17 条 ～ 第 18 条 略</p>	<p>第 11 条 [混載仕分作業]          当社は、<u>輸入共同上屋</u>へ搬入される輸入混載貨物（以下「混載貨物」という。）の照合、・・・(後略)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>第 13 条 [長期蔵置貨物の取扱]  <u>輸入共同上屋</u>へ貨物を搬入した日より 10 日を超えて保管する場合、・・・(後略)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>第 15 条 [税関検査]          利用者は、税関検査を受けるために貨物を検査場へ移動し、又は<u>輸入共同上屋</u>から一時的に貨物を持ち出すときは、検査指定票を当社に提出しなければならない。          2 税関検査終了後の検査場における確認、及び<u>輸入共同上屋</u>への再搬入時の受託は、・・・(後略)</p> <p>第 16 条 [保管不適切貨物の処置]          当社は、次のいずれかに該当するときは、利用者に対して、適切な処置 (<u>輸入上屋共同上屋</u>からの引取りを含むが、・・・(後略)</p> <p>第 17 条 ～ 第 18 条 略</p>	<p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(略)</p>
--	--	--

<p style="text-align: center;">第2章 損害賠償</p> <p>第19条 略</p> <p>第20条 [賠償責任]          ・・・・(前略)、但し、滅失等に基づく当社の利用者に対する損害賠償の額は、滅失等のために利用者が支払うことを要しなくなった諸費用がある場合にはこれを賠償額から控除し、かつ、貨物1キログラムについて <u>22SDR</u> を上限とする。</p> <p>2 略</p> <p>第21条 ～ 第26条 略</p>	<p style="text-align: center;">第3章 損害賠償</p> <p>第19条 略</p> <p>第20条 [賠償責任]          ・・・・(前略)、但し、滅失等に基づく当社の利用者に対する損害賠償の額は、滅失等のために利用者が支払うことを要しなくなった諸費用がある場合にはこれを賠償額から控除し、かつ、貨物1キログラムについて <u>19SDR</u> を上限とする。</p> <p>2 略</p> <p>第21条 ～ 第26条 略</p>	<p>(略)</p> <p>(変更) (略)</p> <p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 料金及び費用</p> <p>第27条 ～ 第29条 略</p>	<p style="text-align: center;">第4章 料金及び費用</p> <p>第27条 ～ 第29条 略</p>	<p>(略)</p>
<p style="text-align: center;">[附則]</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 <u>本約款の変更は、2020年1月31日より適用する。但し、第20条 [賠償責任]については、2019年12月28日付発行の航空運送状より適用とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">[附則]</p> <p>第1条 略</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>